

市の財政事情の公表

令和元年度決算の概要

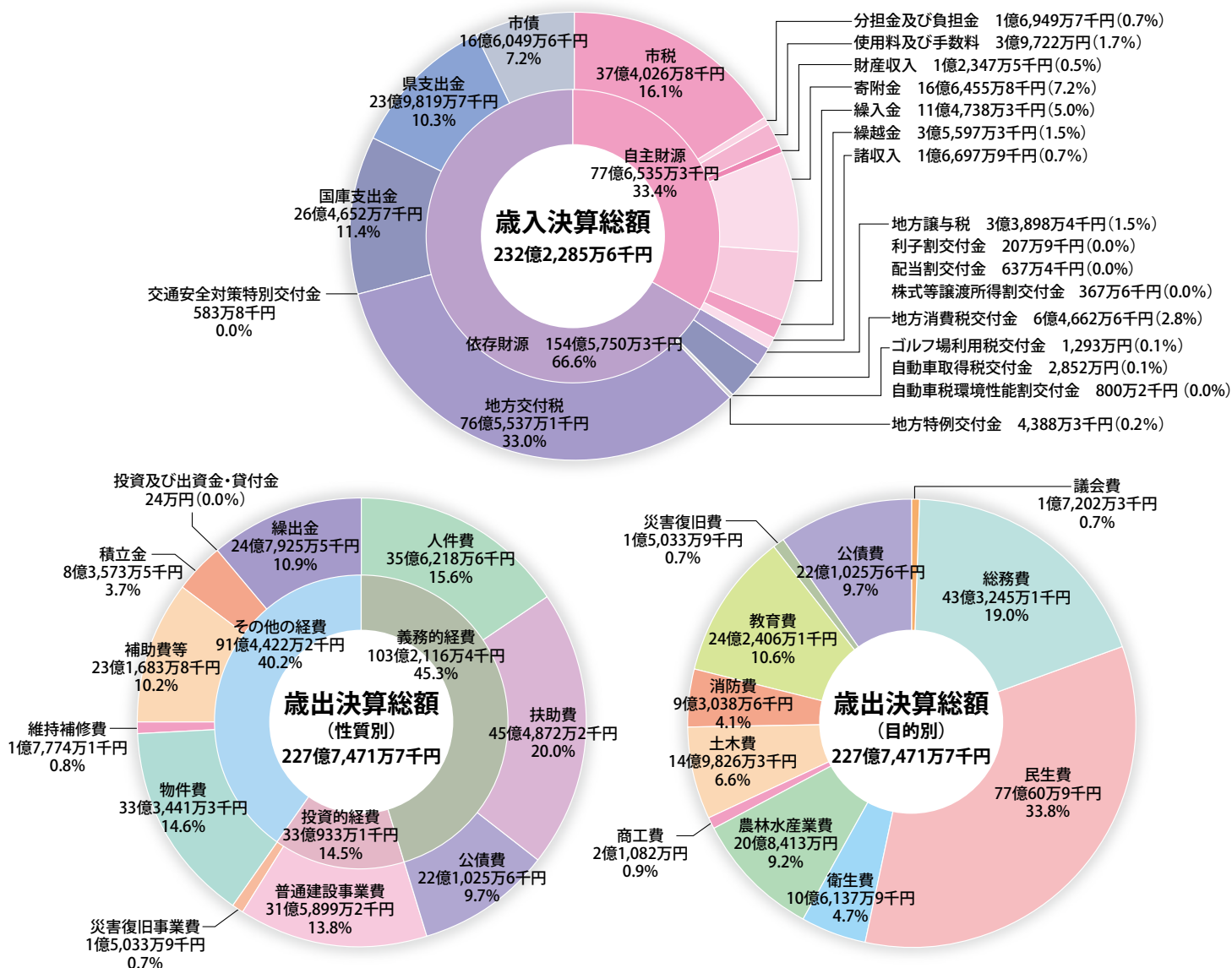
歳入、歳出決算の状況について

令和元年度の一般会計および各特別会計の決算額は、次のとおりです。平成30年度と比較して、一般会計の歳入は、ふるさと寄附金などの増により9億3,426万8千円の増額、歳出では小・中学校空調整備事業などにより、11億5,610万2千円の増額となっています。一方、特別会計は、国民健康保険事業特別会計が、歳入歳出ともに減額となる一方で介護保険事業特別会計は、保険給付費などの増により、歳入歳出ともに増額となりました。このようなことから一般会計と各特別会計の決算合計額は、前年度に対し、歳入で9億256万7千円、歳出で12億1,983万円とそれぞれ増額となりました。

一般会計 決算収支の状況

区 分		令和元年度
歳入総額	A	232億6,069万5千円
歳出総額	B	228億1,255万6千円
歳入歳出差引 (A-B)	C	4億4,813万9千円
翌年度へ繰り越すべき財源	D	3,946万円
実質収支 (C-D)	E	4億867万9千円
単年度収支	F	▲2億1,929万6千円
基金積立金	G	794万8千円
繰上償還金	H	0円
積立金取り崩し額	I	6億5,949万4千円
実質単年度収支 (F+G+H-I)	J	▲8億7,084万2千円

※下記のグラフは地方財政状況調査を基にしており、歳入・歳出総額から、それぞれ3,783万9千円を減額した数値で作成しています。



特別会計 決算収支の状況

区 分	歳入決算額	歳出決算額	翌年度への繰越財源	実質収支
国民健康保険事業特別会計	58億740万2千円	57億6,708万3千円	0	4,031万9千円
後期高齢者医療特別会計	5億4,168万4千円	5億4,055万4千円	0	113万円
介護保険事業特別会計	53億4,931万6千円	52億4,148万6千円	0	1億783万円
農業集落排水事業特別会計	7,234万2千円	6,643万6千円	0	590万6千円
公共下水道事業特別会計	1億5,454万2千円	1億3,172万6千円	0	2,281万6千円

令和2年度上半期の財政状況 (令和2年9月末現在)

区 分	予算現額	収入済額	収入率 (%)	支出済額	執行率 (%)
一般会計	286億8,934万5千円	143億7,861万8千円	50.1	126億601万9千円	43.9
国民健康保険事業特別会計	58億3,309万円	24億629万5千円	41.3	21億6,132万9千円	37.1
後期高齢者医療特別会計	6億410万5千円	1億7,403万7千円	28.8	1億6,825万4千円	27.9
介護保険事業特別会計	52億728万5千円	24億1,193万2千円	46.3	22億3,365万6千円	42.9

※一般会計は、令和元年度からの繰越事業を含む。農業集落排水事業特別会計および公共下水道事業特別会計は令和2年度から企業会計に移行しました。

令和元年度 南九州市決算に基づく
健全化判断比率および資金不足比率の概要

令和元年度南九州市決算における健全化判断比率および資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき公表します。

今回公表する「健全化判断比率および資金不足比率」は、地方公共団体の財政が健全であるのか、資金不足がどれくらいあるのかについて指標化し、基準値に対してどうなっているのかを法律に基づき公表するものです。

市の財政については、下表のとおり赤字・資金不足はなく、その他の比率についても基準数値を大きく下回っており、この法律上では健全な状態にあると判断されます。

1. 健全化判断比率

(単位:%)

区 分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	— (—)	— (—)	7.3 (7.4)	7.9 (10.9)
早期健全化基準	13.02	18.02	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

[下段()数値は前年度数値]

※ 実質赤字額および連結実質赤字額がないため、実質赤字比率および連結実質赤字比率は算定されないことから、「—」を記載。

(用語解説)

- **健全化判断比率**…次の4つの比率で構成され、地方公共団体の財政の健全化を判断する指標です。
 - ・ **実質赤字比率**…普通会計(本市では一般会計のみ)の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すものです。
 - ・ **連結実質赤字比率**…すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すものです。
 - ・ **実質公債費比率**…借入金(地方債)の返済額およびこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すものです。
 - ・ **将来負担比率**…地方公共団体の一般会計などの借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担などの現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すものです。

2. 公営企業会計に係る資金不足比率

(単位:%)

区 分	法適用企業	法非適用企業	
	水道事業会計	農業集落排水事業特別会計	公共下水道事業特別会計
資金不足比率	— (—)	— (—)	— (—)
経営健全化基準	20.00	20.00	20.00

[下段()数値は前年度数値]

※ 資金不足額がないため、資金不足比率は算定されないことから、「—」を記載。

- **早期健全化基準**…この基準を超えると、財政健全化計画の策定、外部監査の実施が義務付けられ、財政の健全化を図らなければなりません。
- **財政再生基準**…この基準を超えると、財政再生計画の策定、外部監査の実施の義務付けのほかに地方債の起債が制限されます。
- **資金不足比率**…公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものです。
- **経営健全化基準**…上記の早期健全化基準に相当する基準です。

[担当] 知 財政課 財政係